

銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）の一部を改正する件（案）の概要

1. リース子会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準（第2条）

- (1) 銀行又は銀行持株会社のリース子会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準を、リース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額とリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額の合計額に占めるファイナンス・リースによる収入額の割合が50%を下回らないこととする。
- (2) 銀行又は銀行持株会社のリース子会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、それぞれのリース会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準は、以下の要件をすべて満たす場合とする。
- ① 銀行又は銀行持株会社のリース子会社及びその子会社である他のリース業務を会社におけるリース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額とリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額の合計額に占めるファイナンス・リースによる収入額の合計額の割合が50%を下回らないこと。
- ② 銀行又は銀行持株会社のリース子会社及びその子会社である他のリース業務を会社のそれぞれの会社におけるリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額が、当該会社のリース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額を上回らないこと。

2. リース物品と同種の中古物品の売買等の解禁（第3条）

銀行又は銀行持株会社のリース子会社に対し、リース業務に準ずる業務として、リース物品と同種の中古物品の売買・メンテナンスを解禁する。